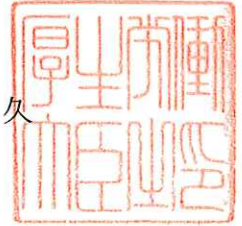


厚生労働省発生食 0526 第 32 号  
平成 29 年 5 月 26 日

食品安全委員会  
委員長 佐藤 洋 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（照会）

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定により基準又は規格を定めようとするときは貴委員会の意見を聴かなければならないこととされているが、下記の場合は、その内容から食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号に掲げられた食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよろしいか。

#### 記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）について、別紙を踏まえて次の改正を行う場合

- 「第 2 添加物」の「D 成分規格・保存基準各条」中のエンジュ抽出物、 $\alpha$ -グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア、粗製海水塩化マグネシウム及びラクトフェリン濃縮物の成分規格について、試験の操作性の改善及び精度の向上並びに CAS 番号の修正を目的とした改正をすること
- 「第 2 添加物」の「C 試薬・試液等」について、試験の精度の向上を目的とした改正をすること

